特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	税理士法による税理士又は税理士法人に対する報告の 徴取又は質問若しくは検査に関する事務 基礎項目評価 書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

国税庁は、事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

国税庁長官

公表日

令和5年10月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	税理士法による税理士又は税理士法人に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務				
②事務の概要	・国税庁は、特定個人情報保護評価における特定個人情報ファイルを取り扱う事務として、税理士法による税理士又は税理士法人に対する報告の徴取又は質問若しくは検査に関する事務(以下、「報告の聴取、質問又は検査に関する事務」)がある。 ・報告の聴取、質問又は検査に関する事務は、税理士法第55条の規定により、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときに、税理士又は税理士法人から報告を徴し、又は税理士又は税理士法人に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類の検査を行うものであり、当該報告の聴取、質問又は検査において把握した税理士法違反に関する情報と、税理士法施行規則(昭和26年大蔵省令第55号)第14条の2の規定により日本税理士会連合会から提供を受けた税理士名簿情報(番号法施行後においては、特定個人情報ファイル)とをひも付けて管理している。				
③システムの名称	税理士システム				

2. 特定個人情報ファイル名

税理士名簿情報ファイル

3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) ・第9条(利用範囲)第1項 別表第1 項番31(公布後未施行) 2 住民基本台帳法 ・第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) 別表第1 項番44の6				
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢> (選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
②法令上の根拠	_				
5. 評価実施機関における	担当部署				
①部署	国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室				
②所属長の役職名	国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室長				
6. 他の評価実施機関					
_					
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求				
請求先	開示・訂正・利用停止請求に係る保有個人情報を保有する部局で受け付ける。具体的には、以下のとおりである。 国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 各国税局(所)総務部総務課 各税務署総務課 ※ 各請求先の住所・電話番号等については、国税庁ホームページを参照。 (https://www.nta.go.jp/about/disclosure/madoguchi/index.htm)				
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ				
連絡先	同上				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か		令和5年8月31日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	15年8月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類						
<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び重点項目評価書							
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(付	情報提供ネットワークシス	ステムを通じた入手を	余く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通じた提	供を除く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[0]	妾続しない(入手) [〇]接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	С	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・注	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
8. 監査							
実施の有無	[O]自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・唇	各						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明